

答 申 第 3 6 号
(諮 問 第 3 7 号)

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 7 年 5 月 2 0 日付け鎌開指令第 4 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成27年4月16日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「平成21年度12月21日付異議申立てに係る却下決定書及び起案文書」について実施機関鎌倉市長が平成27年4月30日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年4月16日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年度12月21日付異議申立てに係る却下決定書及び起案文書」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し平成27年4月30日付け鎌倉市指令開第3号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し平成27年5月7日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年6月26日付けで提出された意見書、同年7月17日実施の口頭意見陳述及び同年7月21日付けで提出された補充意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 実施機関は、本件請求対象文書は3年間保存して廃棄したと主張するが、本来は、鎌倉市行政文書管理規則（以下、「文書管理規則」という。）別表「7、不服申立てに対する裁決又は決定

その他の処分を行うための決裁文書」であるので、30年間保存に該当する。実施機関は、文書管理規則を遵守せず不当である。

イ 実施機関は、3年間の保存期間が経過したため文書管理規則第10条の規定により廃棄したと主張するが、文書管理規則第10条では「廃棄前に総務課長に届け出なければならない」と規定していることから、廃棄届を示すべきであり、本件は、文書管理規則の保存期間の適用に瑕疵があり、理由付記として不当である。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成27年6月24日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び同年8月28日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書は、平成21年12月9日付け異議申立てに対し、異議申立ての利益喪失を理由とし、当審査会に諮問せず却下した決定書及び起案文書である。

そのため、本件請求対象文書は諮問に関する行政文書ではないことから、文書管理規則別表「9、1から8までに掲げるものに類するもの」に該当し3年間保存した後、平成25年4月1日に廃棄した。

よって、本件請求対象文書は物理的に存在しない。

(2) 文書管理規則第10条で規定する「廃棄前に総務課長に届け出なければならない」とする文書は、文書管理規則第8条ただし書の規定により、総務課長に引き継がず文書保有課の執務室に常時使用する文書として保管する文書である。本件請求対象文書は、総務課長に引き継いだ文書であることから、そもそも文書管理規則第10条に規定する廃棄届は不要である。

よって、異議申立人の主張は、文書管理規則の解釈を誤ったものであり失当である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した

結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成21年12月9日付け異議申立てに対し、同年12月21日付けで却下の決定をした決定書及び起案文書である。

当審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 行政文書不存在について

実施機関は、本件請求対象文書は当審査会に諮問せず却下した決定書及び起案文書であり、諮問に関する行政文書ではないことから、3年間の保存期間経過により廃棄したので物理的に存在しないと主張している。

しかし、本件請求対象文書は行政不服審査法に基づく異議申立てに対して行った決定書及び起案文書であることから、文書管理規則第6条第2項別表保存期間30年「7、不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための決裁文書」に該当し、保存期間は30年と解するべきものと考ええる。

しかしながら、実施機関が、本件請求対象文書は既に廃棄済みであり、存在しないと主張している点については、これを覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、結論においては、本件処分は妥当であると判断せざるを得ない。

また、異議申立人は、文書管理規則第10条に規定する廃棄届を示すべきであり、理由付記についても不当であると主張しているところ、本件請求対象文書は、文書管理規則第8条により、総務課長に引き継いだ行政文書であることから、文書管理規則第10条に規定する廃棄届は不要であると解するべきである。

理由付記については、保存期間経過により廃棄したことを理由として、保存期間、廃棄年月日、廃棄の根拠などが具体的に明記されており、不備はないといえる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件は、30年保存すべき行政文書を、保存期間3年としたもの

である。本来ならば行政文書の公開が受けられたものを実施機関の誤った解釈で受けられなくすることにほかならない。

このような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものであり、今後は、実施機関において、情報公開制度の本旨に鑑み、厳格に文書管理に取り組むことを付言する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 7 / 4 / 1 6	行政文書公開請求書が提出される
4 / 3 0	行政文書不存在決定通知書送付
5 / 7	異議申立書が提出される (担当課：開発審査課)
5 / 2 0	審査会に対し諮問
5 / 2 7	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
6 / 2 4	行政文書不存在決定理由説明書を受理
6 / 2 5	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
6 / 2 6	異議申立人から意見書を受理
6 / 3 0	実施機関に意見書(写)送付
7 / 1 7	第67回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
7 / 2 1	異議申立人から補充意見書を受理
7 / 2 2	実施機関に補充意見書(写)送付
8 / 2 8	第68回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 0 / 2 6	第69回審査会で審議
1 0 / 2 6	答申